

## 犬山市歴史まちづくり協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市歴史まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係施設の所有者等
- (4) 関係行政機関職員
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要とする者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときは、教育委員会が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求

め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 協議会は、犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき実施する事業等について専門的な見地から調査及び検討するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、会長が指名した者をもって充てる。

3 専門部会に部会長を置く。

4 専門部会の部会長（以下この条及び次条において「部会長」という。）は、会長が指名する。

5 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会の招集及び議事)

第6条 専門部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの専門部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、その委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 専門部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、専門部会の調査又は検討が終了したときは、当該調査又は検討の結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部歴史まちづくり課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市歴史まちづく

り協議会設置要綱（平成20年12月4日施行）に基づく犬山市歴史まちづくり協議会の会長であった者は、この規則の施行の日に協議会の会長として定められたものとみなす。